資料4

CO2ネットゼロ社会づくりへ向けた税制に関する状況等

我が国のいわゆる「環境関連税制」について



税 目 (課税主体)		課税対象	税率	税 収 (令和2年度予算)	使 途
揮発油税 (国) 地方揮発油税 (国)		揮発油	48.6円/0 (本則:24.3円/0)	22,040億円	一般財源
		製造場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	5.2円/ℓ (本則:4.4円/ℓ)	2,358億円	一般財源(都道府県、指定市及び市町村の一般財源としての全額譲与)
石油ガス税(国)		自動車用石油ガス 充てん場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	17.5円/kg	120億円	一般財源 (税収の1/2は都道府県及び指定市の一般財源としての譲与)
	引取税 [府県)	軽油 特約業者又は元売業者からの引取りで当該 引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの	32.1円/2 (本則:15.0円/2)	9,641億円	一般財源
航空村(国)	機燃料税	航空機燃料 航空機に積み込まれるもの	18.0円/0 ※令和4年3月までの特例税率 (本則:26.0円/0)	694億円	空港整備等(税収の2/9は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として譲与)
石油石炭税 (国) 地球温暖化対策の ための課税の特例 電源開発促進税 (国)		原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭 採取場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	・原油、石油製品 ・LPG、LNG等 ・石炭 2,040円/kℓ 1,080円/t 700円/t	6,550億円	燃料安定供給対策 石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るため の、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置
		CO:排出量に応じた税率を上乗せ ※H24.10施行。3年半かけて税率を段階的 に引上げ	・原油、石油製品 760円/kℓ ・LPG、LNG等 780円/t ・石炭 670円/t	-	エネルギー需給構造高度化対策 内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造 の構築を図るための、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネル ギー起源CO.排出抑制対策などの措置
		販売電気 一般電気事業者が販売するもの	375円/1,000kwh	3,150億円	電源立地対策
	-		請	4兆4,553億	Ħ
自動車重量税 (国)		自動車 自動車検査証の交付等を受ける検査自動車 及び車両番号の指定を受ける届出軽自動車	[例]乗用車 車両重量0.5tにつき ・自家用 4,100円/年(本則:2,500円) ・営業用 2,600円/年(本則:2,500円)	6,799億円	一般財源 (税収の15/1,000を都道府県の一般財源として譲与、税収(本則)の 333/1,000、税収(当分の間)の407/1,000を市町村の一般財源として譲与) 税収の一部を公害健康被害の補償費用として交付
自動車税	環境性能割 ※令和元年10月1日 から	自動車 取得する自動車	[例]乗用車・自家用 ・環境性能に応じ 取得価額 の0~3% (令和元年10月1日~令和2年9月30日は同0~2%)	1,214億円	一般財源 (税収の47/100は市町村に交付)
(都道府	行県) 種別割 ※令和元年9月30日 までは自動車税	自動車 4月1日に所有する乗用車、トラック等	[例]乗用車·自家用 総排気量1.5~20 • 令和元年10月1日以後新車新規登録 36,000円/年 • 令和元年9月30日以前 "39,500円/年	15,294億円	一般財源
軽自動	環境性能割 自動車 [例]乗用車 「例乗用車 「線性能に応じ 取得価額 の0~2% 「線性能に応じ 取得価額 の0~2% 「場性能に応じ 取得価額 の0~2% 「場性能に応じ 取得価額 の0~2% 「場性能に応じ 取得価額 の0~2% 「場性能に応じ 取得価額 の0~2% 「場合を表しています。」			118億円	6/L B+ 1/5
(-1-m-1	4	national nation		0 0	一般財源

計 2兆6,180億円

2,755億円

税制全体のグリーン化検討会(第1回令和2年7月17日開催、環境省所管)資料5より

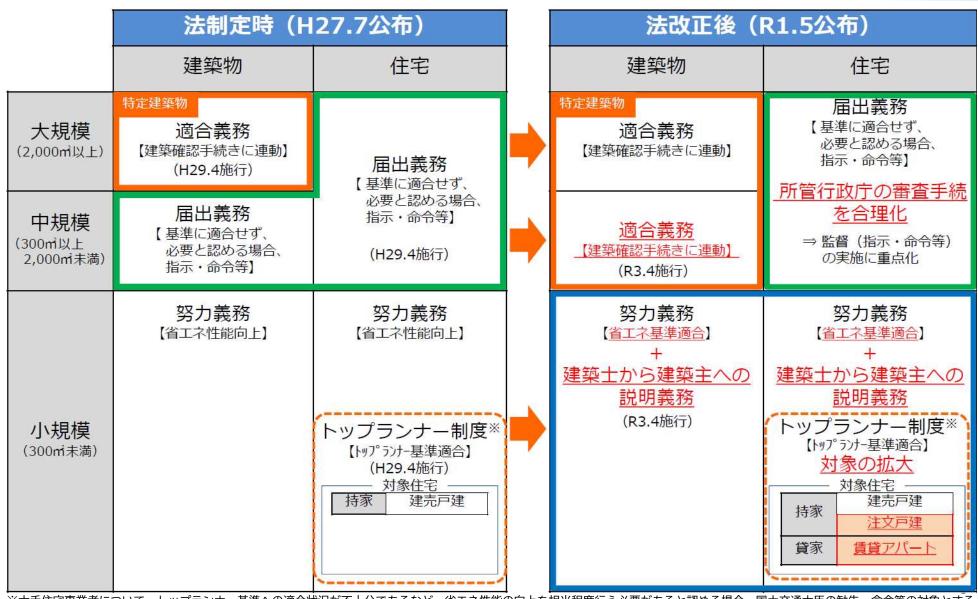
[例]乗用車·自家用

平成27年4月1日以後新車新規登録 10,800円/年

⇒環境省では、エネルギー課税(産業部門関係)と車体課税(運輸部門関係)について検討されているが、 業務部門や家庭部門に係る税制(住宅・土地税制)の検討が十分でないように見受けられる。

住宅・建築物における省エネ化の取組(建築物省エネ法の見直し)





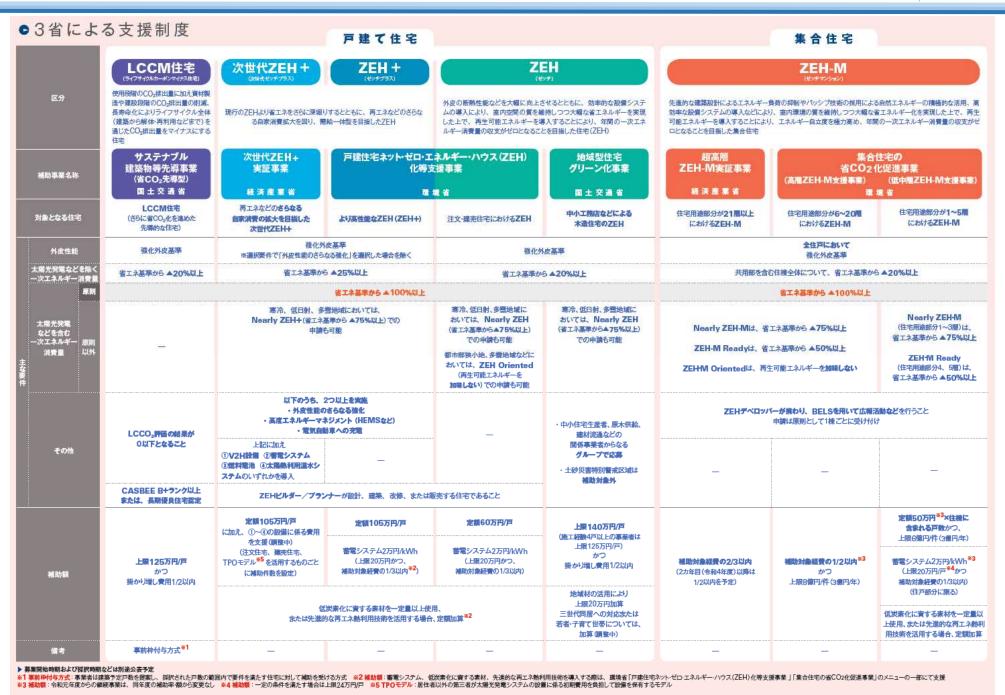
※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会(第1回令和3年4月19日開催、国交省所管)国交省説明資料より

⇒住宅も含めた省エネ基準適合義務の対象範囲の拡大等について議論が進んでいる。

住宅の更なる省エネ・省CO2化に向けて





認定長期優良住宅について



背景

ストック重視の住宅政策への転換 [=住生活基本法の制定(H18.6)]



「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(H21.6施行)」に基づく長期優良住宅に係る認定制度の創設

- 長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定
- 認定を受けた住宅の建築にあたり、税制・融資の優遇措置や補助制度の適用が可能
- 新築に係る認定制度は平成21年6月より、

 増改築に係る認定制度は平成28年4月より開始



- ⑤ 高水準の 省エネルギー性能
- ⑥ 基礎的な バリアフリー性能 (共同住宅のみ)
- ⑦ 維持保全計画の提出
- <4>その他 必要とされる要件
 - 8 住環境への配慮
- 9 住戸面積

特例措置

< 1. 税制>

【新 築】所得税/固定資産税/不動産取得税/登録免許税の特例措置 【増改築】所得税/固定資産税(平成29年度税制改正による)

< 2. 融資>

住宅金融支援機構の支援制度による金利の優遇措置

<3. 補助制度>

【新 築】中小工務店等に対する補助 【増改築】既存住宅の長寿命化に資する取組に対する補助

認定実績

【新築】累計実績(H21.6~R2.3)

1,132,284戸 (一戸建て:1,110,404戸、共同住宅等:21,880戸)

※R1年度 ··· 107, 295戸 (住宅着工全体の12.1%)

~一戸建て:106,252戸(住宅着工全体の24.7%) ~

共同住宅等:1,043戸(住宅着工全体の 0.2%)

【增改築】累計実績 (H28.4~R2.3)

980戸 (一戸建て: 935戸、共同住宅等: 45戸)

一般住宅・認定長期優良住宅(新築)に係る税制措置



	一般住宅			認定長期優良住宅						
所得税 *1	居住 控除対象 控除率 提除 最大 開始年 限度額 控除率 期間 控除額			最大 控除額	居住開始年	控除対象 限度額	控除率	控除期間	最大 控除額	
(住宅ローン減税)	H26.4~ R3.12	4000万円	1.0%	10 年間	400万円	H26.4~ R3.12	5000万円	1.0%	10 年間	500万円
所得税 *3 (投資型減税) 登録免許税	*2 税率の軽減 ①保存登記 1.5/1000			#2 標準的な性能強化費用相当額 (上限650万円) の 10%相当額を、その年の所得税額から控除 税率の軽減 ①保存登記 1.0/1000						
不動産取得税	②移転登記 <u>3.0/1000</u> 課税標準から <u>1200万円</u> 控除			②移転登記 戸建て <u>2.0/1000</u> マンション <u>1.0/1000</u> 課税標準から <u>1300万円</u> 控除				,		
固定資産税	【一戸建 1~ <u>3</u> 【マンシ 1~ <u>5</u>	年目 1/25 ョン】				【一戸建 1~ <u>5</u> 【マンシ 1~ <u>7</u>	年目 1/2 ョン】			

- *1 控除額が所得税額を上回る場合は翌年度の個人住民税額から控除(所得税の課税総所得金額の7%(最高13.65万円)の範囲で控除)
- *2 ·2020年(R2年)中に入居の場合、控除期間は最大13年間(消費税率10%適用の場合)
 - ・2021年(R3年)中に入居の場合、控除期間は10年間
 - ※新型コロナウイルス感染症関係の適用要件弾力化措置の適用を受ける場合は13年間
 - ※契約期限(R2.10~R3.9(注文住宅の場合)、R2.12~R3.11(分譲住宅等の場合))と入居期限(R4.12)を満たす場合、控除期間は13年間 控除率については、1~10年目は1%、11~13年目は消費税2%分の範囲で減税
- *3 控除額がその年の所得税額を超える場合は、翌年分の所得税額から控除
- (注) 認定長期優良住宅に係る所得税の特例について、住宅ローン減税と投資型減税は選択制

既存住宅のリフォームに係る主な特例措置



所得税(住宅ローン減税·ローン利用者向け) ~R4.12

- ⇒ 一定の増改築等を行った場合、毎年の住宅ローン残高の一定割合(注)を最大13年間、所得税から控除する制度(所得税から控除しきれない場合、翌年の住民税からも一部控除)。
 - ・2020年(R2年)中に入居の場合、控除期間は最大13年間(消費税率10%適用の場合)。
- ・2021年(R3年)中に入居の場合、控除期間は10年間。
- ※新型コロナウイルス感染症関係の適用要件弾力化措置の適用を受ける場合は13年間。
- ※契約期限(R2.12~R3.11)と入居期限(R4.12)を満たす場合、控除期間は13年間。

居住開始年	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額
H26.4~ R4.12	4,000万円	最大 1.0%	最大 13年間	480万円

(注)1~10年目:1%

11~13年目:消費税2%分の範囲で減税

所得税(投資型・現金購入者向け) ~R3.12

⇒ 標準的な費用額の10%を所得税額から控除

対象工事	対象限度額	最大控除額
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省工ネ	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)
三世代同居	250万円	25万円

長期優良住宅化リフォーム

耐震+省エネ+耐久性	500万円 (600万円)	50万円 (60万円)	
耐震・省エネのいずれか	250万円	25万円	
+耐久性	(350万円)	(35万円)	

※ カッコ内の金額は、太陽光発電を設置する場合

所得税(ローン型・ローン利用者向け) ~R3.12

⇒ ローン残高の一定割合を所得税額から控除

対象工事	対象ローン限度額	控除率	最大控除額 (5年間)	
バリアフリー 省エネ 三世代同居 長期優良住宅化リフォーム 【省エネ+耐久性】	250万円	2.0%	62.5万円 62.5万円 250万円×2%×5年=25万円 750万円×1%×5年=37.5万円	
その他工事	2.0%分と合計して1,000万円	1.0%	(1803) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

固定資産税 ~R4.3

⇒ 固定資産税の一定割合を減額

対象となる改修住宅	減額割合	減額期間
耐震	1/2	1年(*)
バリアフリー	1/3	1年
省工ネ	1/3	1年
長期優良住宅化リフォーム (耐震・省エネのいずれかを行うことが必須)	2/3	1年(*)

(*) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は2年間1/2減額 (長期優良住宅化リフォームの場合は1年目2/3減額、2年目1/2減額)

- ※長期優良住宅化リフォームにより特例を受ける場合は、増改築による長期優良住宅の認定の取得が必要。
- ※耐久性工事とは、劣化対策工事、維持管理・更新の容易性を確保する工事をいう。

長期優良住宅認定基準の見直しに関する検討会(第1回令和3年6月29日開催、国交省所管)国交省説明資料(参考資料3)より

→不動産取得税には、耐震改修を行った場合(≠省エネ改修)にのみ、一定の減額措置がある。

京都府における再工ネ義務化の取組



令和2年12月の京都府条例および京都市条例の改正により、 新築・増築の建築物への再生可能エネルギー利用設備の<mark>導入・設置義務が拡大・強化</mark>され、 建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の導入・設置に関する<mark>説明義務</mark>が 設けられている。

	建築主の義務 (導入・設置義務量)	建築士の義務
特定建築物 (2,000㎡以上)	再エネ利用設備の導入・設置義務※1 (延床面積により6万〜45万MJ/年)	
準特定建築物 (300㎡以上 2,000㎡未満)	再エネ利用設備の導入・設置義務 _{※2} (3万MJ/年)	説明義務・説明内 容の保管義務※3
小規模 (10㎡以上 300㎡ 未 満)	努力義務	

^{※1} 特定建築物に係る導入・設置義務量は、令和4年3月31日まで3万MJ/年、令和4年4月1日から導入・設置義務量が上記のとおりに引き上げられる。

^{※2} 準特定建築物に係る導入・設置義務は、令和4年4月1日施行。

^{※3} 京都府条例では、特定建築物および準特定建築物のみが保管義務の対象。 (=京都市内を除く建築物については、小規模建築物は保管義務の対象外)

京都府における再工ネ導入促進に係る税制上の支援措置



- ①地域住民と協働して再工ネ設備の導入を支援する団体(導入等支援団体)に対する、 府民税均等割と不動産取得税の課税免除
- ②再工ネ設備と蓄電池等を同時に導入する中小企業等(自立的地域活用再工ネ導入等計画の認定事業者)に対する、法人・個人の事業税の減免(設備取得価額の1/3(上限:1,000万円))の税制優遇措置を講じている。

自立的地域活用再工ネ導入等計画(上記②)に係る支援制度の詳細

		対象事業(1)	対象事業(2)			
対象者		中小企業者(資本金の額1億円以下)、社会福祉法人、 学校法人、医療法人、個人事業者等	特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、 その他知事が定める団体			
対象事業		再生可能エネルギー設備と効率的利用設備(蓄電池・ EMS)を新設・増設し、 <u>自己消費を目的</u> として発 電を行う事業 ※自己消費を目的とするため、 <u>FITによる全量売電</u> <u>は認められない</u> 。	地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備を新設・ 増設し、得られたエネルギーを当該地域で利用する事 業			
対象	施設	再生可能エネルギー設備(太陽光発電等)及び効率的 利用設備(蓄電池・EMS等)	再生可能エネルギー設備(<u>太陽光発電設備は対象外</u>)			
支援	制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下の <u>いずれかの優遇を受けることができる</u> 。				
	税減免	計画認定に基づく設備導入に関する <mark>法人事業税・個人事業税の減免</mark> ・設備取得価額の1/3(上限1,000万円) ※計画認定期間:令和3年4月1日から令和8年3月31日まで				
計画認定に基づく設備導入に関する <mark>補助金の交付</mark> ・補助分象経費の1/3(上限400万円) ※再生可能エネルギー設備、蓄電池及びEMSの3種を導入する場合は補助対象経費の1/2(上限400万 ※補助金申請期間:令和3年5月6日から令和4年1月28日まで						

本県におけるスマートエコハウス普及促進事業補助金





令和3年度 スマート・エコハウス 普及促進事業補助金

滋賀県では、家庭においてエネルギーを 「減らす」「創る」「賢く使う」取組を 総合的に広めるため、個人の既築住宅に おいて、スマート・エコ製品を設置する 場合、経費の一部を補助しています。

CO₂削減 エネルギー 消費量削減 電気代削減

本職光発電 家断熱聆像 HEMS 基電池システム V2H

令和2年度からの主な変更点

- 過去に補助金を受けていても、別区分であれば補助金交付可(例: Nél、太陽光で補助を受けたが、今回蓄電池で申請)
- ・太陽光発電システムを単独で設置する場合、HEMSの購入が必須

補助対象設備

【スマート・エコ製品】

太陽光発電、高効率給湯設備(エネファーム、エコキュート等)、 太陽熱温水器、蓄電池、V2H、窓断熱設備

※各設備ごとに設備要件・補助要件があります。

※太陽光発電を補助対象とする場合は、その他のスマート・エコ製品またはHEMSを併せて 設置・購入することが必要です。(裏面確認図参照)

補助事業の流れ

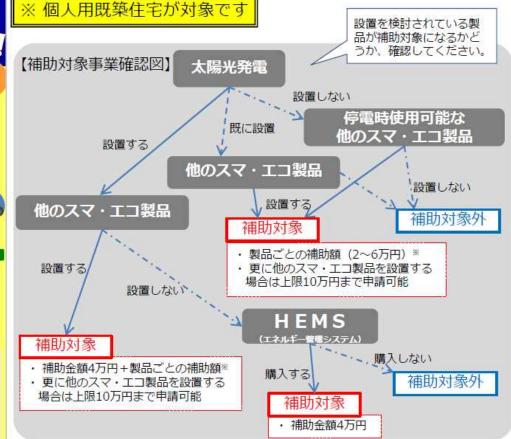


お問い合わせ先

▷公益財団法人淡海環境保全財団(滋賀県地球温暖化防止活動推進センター) 〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108番地 TEL:077-569-5301

補助制度の詳細、申請様式は淡海環境保全財団HPに掲載しています。

[https://www.ohmi.or.jp/ondanka/r03smart-eco/]



※ 太陽光発電以外のスマート・エコ製品の補助額

エネファーム6万円蓄電池5万円V2H4万円エコキュート等高効率給湯器2万円太陽熱温水器2万円窓断熱設備2万円

お気軽にお問い 合わせください!

- 個人用既築住宅に、スマート・エコ製品を設置する場合に補助の対象となります。
- スマート・エコ製品の設置やHEMSの購入は、<u>令和3年4月1日以降、令和4年1月31日</u>までに 実施する必要があります。
- ○高効率給湯器から高効率給湯器への更新は対象外とします。 (エネファーム以外からエネファームへの更新は可)
- その他、設備要件や補助要件を満たす必要があります。 (詳しくはHP掲載「補助金申請の手引き」等参照)

議事(1)②で御議論いただきたいこと



ポイント1

CO2ネットゼロ社会の実現に向けて、本県に限らず全国的に、住宅・建築物のさらなる省エネ対策・再エネ対策が求められる状況下にあって、本県で独自に何らかの税制優遇に取組むべきか。 (備考)

- ①人口減少に伴う世帯減少局面への転換を見据えると、新築住宅が必要以上に増えることは望ましくない のではないか。
- ②地方税である不動産取得税や固定資産税については、新築住宅をはじめ、既存の優遇税制が手厚く、 優遇する余地があまりないことから、既存税制も見直しつつ、省エネ・再エネの設備投資が進むような 税制のあり方を志向すべきではないか。(例えば、省エネ性能が高いものほど、税制上も優遇されるような あり方など。)

ポイント2

県独自の取組としては、温対法の改正により新たに設けられた「促進区域」や、脱炭素化ロードマップにおいて示された「脱炭素先行地域」など、面的なエリア指定と組み合わせる形で、一定の設備投資等に対して、課税免除や不均一課税を実施することが考えられるか。

(備考)

課税免除や不均一課税を実施するにあたっては、交付税による減収補てん措置の創設を要望することも 考えられる。

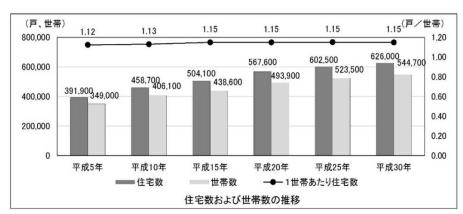
ポイント3

次回以降御議論いただく、「地域公共交通を支えるための税制」にも関連してくるが、運輸部門において、次世代自動車への転換や、地域公共交通への転換を促すための税制のあり方として、地方から提言すべきことには、どのようなことがありうるか。

(参考)本県における住宅ストックの量



- 平成30年(2018年)における住宅数(626,000戸) は世帯数(544,700世帯)に対し約15%多くなって おり、<u>住宅ストックは量的に充足</u>しています。
- 直近10年間(平成20年から平成30年)で世帯数は約50,800世帯増(493,900世帯→544,700世帯)に対して、住宅数は約58,400戸増(567,600戸→626,000戸)と、世帯数の増以上の住宅数の増加が継続しています。

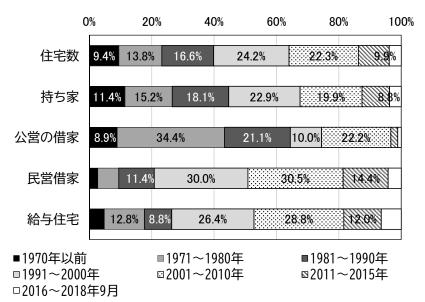


出典:住宅・土地統計調査(総務省)

● 国立社会保障・人口問題研究所によると、<u>本県の</u>世帯数は令和12年(2030年)にピーク(555,000世帯)となり、その後減少に転じる(2040年に541,000世帯)見通しです。

出典:「日本の世帯数の将来推計」(2019年推計)社人研

● 持ち家の26.6%が<u>昭和56年(1981年)より前に建築</u> <u>築</u>されており、<u>現行の耐震基準を満たしていない</u> **可能性**があります。



所有関係ごとの建築時期別構成比(平成30年)

出典:住宅・土地統計調査(総務省)

(参考)産業部門における税制優遇措置(経産省の制度)



カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

新設

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠。
- このため、産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設。計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化 効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、 最大10%の税額控除又は50%の特別償却を新たに措置※する。

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、後述のDX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

制度概要

【適用期限:令和5年度末まで】

①大きな脱炭素化効果を持つ製品 の生産設備導入 ○温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄 与することが見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 ※対象設備は、機械装置。 〈措置内容〉 税額控除10%又は特別償却50% く製品イメージン <計画イメージ> 対象 【化合物パワー半導体】 【燃料電池】 一部再エネへ切替え

②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上 を両立する設備導入

- ○事業所等の炭素生産性(付加価値額/エネルギー起源CO2 排出量)を相当程度向上させる計画に必要となる設備(※)
 - ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。導入に より事業所の炭素牛産性が1%以上向上。

〈炭素生産性の相当程度の向上と措置内容〉

3年以内に10%以上向上:税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に 7%以上向上: 税額控除 5%又は特別償却50%



MFA (膜·雷椒接合体)